

議案第14号

長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和8年3月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

潮井崎キャンプ場の管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入することを図り、所要の改正を行うもの。

長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例

長与町潮井崎キャンプ場条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第5条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第5条 町長は、キャンプ場の管理を法第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定は、長与町における公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第24号）で定めるところにより行う。

第17条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

（町長による管理）

第18条 町長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合においては、第7条第1項、第8条から第11条まで及び第13条から第16条までの規定の適用については、第7条第1項中「町長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「町長が別に」と、第8条から第11条までの規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第13条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項中「に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるもの」とあるのは「に定める額」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第14条及び第15条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第16条第1項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第2項中「町長及び指定管理者」とあるのは「町長」とし、第5条、第6条及び第7条第2項の規定は適用しない。

3 町長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第16条を削り、第15条を第17条とする。

第14条第1項中「町長」を「指定管理者」に、「使用の」を「、使用の」に改め、同条第2項中「町長」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第16条とする。

第13条の見出しを「（利用料金の不還付）」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「町長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「町長」を「指定管理者」に、「前条第1項に規定する使用料」を「利用料金」に改め、同条を第14条とする。

第11条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項を次のように改める。

キャンプ場の施設の利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

第11条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「町長」を「指定管理者」に改め、同条の次の1項を加える。

3 第1項に規定する利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものとする。

第11条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

(使用目的以外の使用及び権利の譲渡等の禁止)

第12条 この条例の規定により許可を受けた者は、許可された使用目的以外の目的のためにキャンプ場を利用し、又は許可に係る使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第9条及び第10条を削る。

第8条中「町長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「町長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、キャンプ場の利用を拒み、又はキャンプ場からの退去を命ずることができる。

- (1) キャンプ場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地の形質又は施設の形状を変更すること。
- (5) 指定された場所以外の場所において、たき火、野営又は車両等の乗り入れ若しくは留め置きをすること。
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。
- (7) キャンプ場の利用及び管理に支障がある行為をすること。
- (8) その他指定管理者が指示する事項に従わないこと。

(使用の許可)

第9条 別表第1に掲げるキャンプ場の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可をしない。

- (1) 前条各号のおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に、キャンプ場の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

第6条第1項を次のように改める。

キャンプ場の休場日は、町長の承認を得て指定管理者が定める。

第6条第2項中「前項の規定にかかわらず、町長は」を「前項の承認の基準は、」に改め、「利用形態」の次に「、利用者の利便性」を加え、「により、キャンプ場の使用時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場日とすることができる」を「を勘案して町長が別に定める」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) キャンプ場の利用の許可その他のキャンプ場の利用に関する業務
- (2) キャンプ場の施設及びその附属設備の維持管理に関する業務
- (3) キャンプ場の利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の運営に関し町長が必要と認める業務

附則第2項中「においても、」の次に「長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例(令和8年条例第 号)による改正前のこの条例(以下「令和8年改正条例による改正前の条例」という。)」を、「施行日において」の次に「令和8年改正条例による改正前の条例」を加える。

附則第3項及び附則第4項中「については、」の次に「令和8年改正条例による改正前の条例」を加える。

附則第5項中「第11条第1項」を「令和8年改正条例による改正前の条例第11条第1項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第9条、第13条関係)

区分		単位	利用料金
キャンプ広場	キャンプ	1泊・1区画	1,100円
		1時間の延長につき	220円
	デイキャンプ	1日・1区画	1,100円
潮井崎交流館	交流スペース	1時間(町民)	110円
		1時間(町民以外)	220円
	研修室	1時間(町民)	110円
		1時間(町民以外)	220円
	研修室(冷暖房)	1時間	200円
	シャワー	1回	100円

備考

- 1 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。
- 2 「1泊」とは、正午から翌日の午前11時までをいう。ただし、連泊して利用する場合は、この限りでない。
- 3 交流スペースの利用料金は、占有する場合に徴収する。

別表第2中「第11条関係」を「第13条関係」に、「第7条第1項各号」を「第10条

第1項各号」に、「金額」を「利用料金」に、「1日につき」を「1日」に改め、同表備考の1を削り、同表備考の2を同表備考とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに、この条例による改正前の長与町潮井崎キャンプ場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の長与町潮井崎キャンプ場条例の相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても長与町における公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第24号）の規定により行うことができる。